

高齢者福祉計画・介護保険事業計画改定のための 実態調査及び改定支援業務に係る企画提案競技実施要領

1. 趣旨

本市では、「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を定めて、高齢者福祉事業と介護保険事業を一体的に推進しているところである。本計画は計画期間を令和3～令和5年度としており、今後、改定を行う予定である。改定を行うにあたっては、令和4年度に計画改定に関する調査等（以下「本調査」という。）を実施し、令和5年度に改定作業を行うこととしている。

本計画の調査及び改定業務を円滑に進めるために、豊富な情報・経験・知識などを有し創造性や業務遂行能力に優れた事業者支援業務の委託を行う。そのため、企画提案競技を行い、受託候補者を選定するものである。

2. 一般事項

(1) 業務名

高齢者福祉計画・介護保険事業計画改定のための実態調査及び改定支援業務

(2) 主催者

西宮市健康福祉局福祉部介護保険課

(3) 業務委託者選定方式

公募型のプロポーザル方式により企画提案を求め、本市が定める評価基準に基づき総合的に評価・審査し業務受託者を選定する。

(4) 委託業務内容

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画改定のための実態調査及び改定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 委託料の上限額

金額11,099千円以内（税込み）

(6) 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

(7) 企画提案競技スケジュール

- ①西宮市 HP への掲載により公募を開始：令和4年3月18日（金）
- ②企画提案書の提出期限：令和4年4月8日（金）
- ③1次選考：令和4年4月9日～12日（12日に選定審査会案内通知送付）
- ④2次選考（1次入選者によるプレゼンテーション）：令和4年4月18日（月）
- ⑤受託候補者と随意契約：令和4年5月中旬

3. 応募の要領

(1) 応募者の資格要件

- ①地方自治法施行令第（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ②西宮市の指名競争入札参加資格名簿（委託）に登載されていること。
 - ③企画提案書の提出期限において、西宮市の指名停止の措置を受けていないこと。
 - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること
 - ⑥西宮市情報セキュリティ方針及び西宮市情報セキュリティ対策基準書を遵守できること。なお、西宮市情報セキュリティ方針及び西宮市情報セキュリティ対策基準書は契約締結後に西宮市より提供する。
 - ⑦別紙の業務委託仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
 - ⑧国、又は地方公共団体において、高齢者福祉計画等の実態調査及び計画等策定支援業務の実績が平成 28 年 4 月以降にあること。
 - ⑨個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 の規定に該当しない者であること。
- ※なお、企画提案者が、以上の条件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(2) 応募手続き

①提出書類について

ア. 提出書類

- ・応募申込書（様式第 1 号）
- ・会社概要（様式任意）
- ・過去の業務実績（様式第 2 号）
- ・本業務の推進体制（様式第 3 号）
- ・企画提案書（様式任意）
- ・見積書（様式任意）

※見積書は算出根拠等を詳細に記載すること。（経費内訳、人件費内訳等）

イ. 提出部数

- ・企画提案書 7 部（正本 1 部、副本 6 部）
（副本のうち、社名等抜いたものを 4 部）
- ・企画提案書以外 1 部（正本）

ウ. 企画提案書の様式

- ・企画提案書の用紙の大きさは A4 版（縦）または A3 版（横）とし、左端をホッチキス綴じ（A3 版は折り込み）。
- ・ページ番号を付与すること

- ・文字サイズは、10.5ポイント以上で作成すること。
- ・提案は1応募者1提案とする。

②企画提案書の作成要領

後述「5-(2)-②2次選考項目」の内容について、別紙「審査基準表」の記載ポイントに従った記載をすること。

③応募方法

前記応募期間内（令和4年4月8日（金）17:30まで）に企画提案書を持参（土日及び執務時間外を除く）。または郵送（提出期限までに必着）。

④提出先・問合せ先

西宮市 健康福祉局福祉部介護保険課（本庁1階 11番窓口）

住所：〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

電話：0798-35-3314 FAX：0798-34-2372

電子メール：kaigo@nishi.or.jp 担当者：岡本・川畑

(3) 費用負担

本企画提案競技に関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 質問受付等

本実施要領の内容について質問がある場合は質問書(様式第4号)を提出すること。

①提出期限：令和4年3月31日（木）

②提出方法：質問書を電子メールにて介護保険課まで提出すること。

※電話、FAX、来庁による質問は受け付けない。

③回答方法：質問者に対し個別に電子メールにより行うほか、回答を西宮市ホームページに掲載する。

④掲載期間：令和4年4月4日（月）～

4. 提出書類の取扱い

提出された応募申込書及び企画提案書等は返却しないものとする。

5. 審査及び選考等

(1) 審査及び選考の方法

①1次選考：原則として、応募数が5社を超えた場合は、提出書類（企画提案書等）の内容により上位5社を選考する。

応募者数が5社以下の場合は、提出書類の内容を審査し2次選考の対象者を選定する。

②2次選考：1次選考入選者によるプレゼンテーションを実施

実施は令和4年4月18日（月）を予定

1応募者につき、約35分（プレゼンテーション20分以内、質疑応答約

15分)

主担当者は可能な限り参加すること。

会場にてプレゼンテーションを行う場合の参加者は5名以内とする。

※具体的な時間・場所等は1次選考入選者に対し別途通知する。

(2) 審査項目

① 1次選考の項目 (80点満点)

- ・会社の業務実績 (30点)
- ・主担当者の実績 (20点)
- ・見積もり額 (30点)

② 2次選考の項目 (120点満点)

<企業体制> (35点)

- ・応募事業者のアピールポイント (5点)
- ・個人情報管理・保護体制 (10点)
- ・主担当者の業務量 (実態把握調査) (10点)
- ・主担当者の業務量 (計画策定支援) (10点)

<基本事項> (10点)

- ・実施方針 (5点)
- ・基礎知識 (5点)

<分析力> (20点)

- ・現状分析力 (10点)
- ・将来予測力 (10点)

<調査能力> (20点)

- ・調査設計力 (5点)
- ・次期計画への実態調査活用方法 (5点)
- ・発送準備 (5点)
- ・回収方法 (5点)

<計画作成力> (25点)

- ・計画設計力 (10点)
- ・計画構成力 (10点)
- ・作業の実現性・妥当性 (5点)

<デザイン力> (10点)

- ・計画書全体の見やすさ (5点)
- ・施策体系の分かりやすさ (5点)

(3) 審査方法

①委託予定額を超えている場合はその企画提案書は審査から除外する。

②審査方法は、選定評価基準に基づく評価点により行う。評定にあたり、市職員で構成する選定委員会を設置する。

③ 1次選考については、選定評価基準に基づき事務局（介護保険課）が評価点を算出する。

④ 2次選考については、選定評価基準に基づき選定委員会が評価点を算出する。評価点は各委員の評価点の平均値をもって委員会の評価点とし、これを応募者の評価点とする。

※ 1次審査を通過した応募者が1社の場合であっても、2次審査を行い、本市が設定する基準点（評価点の6割以上）に達したときは、当該応募者を受託候補者として採用する。

（4）受託候補者の選定

審査の結果、最高得点を獲得した提案者を受託候補者として選定する。但し、最高得点提案者が複数あった場合は、委員長の採決による。

※ 審査は受託候補者の選定を行うものであり、契約に関する書類作成等は契約課を通して行う。

（5）選考結果の通知

① 1次選考結果は、応募者全員に文書等で通知する。

② 2次選考結果は、プレゼンテーション実施者全員に文書で通知する。

③ 選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

（6）失効及び無効

① 提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

以 上